大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「法」という。）の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　指定取消対象事業者

1. 法人名　株式会社まほろば
2. 代表者　代表取締役　井上　真梨子
3. 法人所在地　大阪府寝屋川市桜木町７番11号

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名称　　ヘルパーステーションまほろば
2. 所在地　　守口市京阪本町一丁目８番27号　ラフィーヌ太子橋101
3. サービス種別　　居宅介護

３　処分年月日

　令和５年７月11日（火曜日）

４　指定取消年月日

　令和５年８月８日（火曜日）

５　指定取消の理由

不正請求（法第50条第1項第5号）

　　令和３年６月から令和５年３月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。